

武蔵野市第四期長期計画調整計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第四期長期計画調整計画案（以下「調整計画案」という。）を策定するため、武蔵野市第四期長期計画調整計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、調整計画案策定のため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 武蔵野市第四期長期計画の評価に関すること。
- (2) 調整計画案の討議要綱及び調整計画案の策定に関すること。
- (3) 市民、団体及び武蔵野市第四期長期計画調整計画市民会議との意見交換に関すること。
- (4) 市議会、市教育委員会、市長及び市職員へのヒアリングに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の運営について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 武蔵野市第四期長期計画調整計画市民会議設置要綱（平成18年9月9日施行）別表に掲げる分野別市民会議から推薦された市民委員 5人以内
- (3) 副市長の職にある者 2人以内

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人以内を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、調整計画案の策定作業が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、市民、団体、市議会、市教育委員会、市長及び市職員からの意見聴取を行い、特定の意見にとらわれることなく、幅広い視野に立って調整計画案を策定するように努めなければならない。

2 委員は、調整計画案を策定するうえで知り得た情報で、次に掲げるものを漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

- (1) 個人に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の社会的な地位が損なわれると認められるもの
- (3) 市の機関が審議し、検討し、又は協議している情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのあるもの
- (4) 市の機関が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第9条に規定する非開示情報に該当する情報（市長の責務）

第8条 市長は、委員会が策定する調整計画案を尊重し、武蔵野市第四期長期計画調整計画を策定する。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画政策室企画調整課が行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。